

秋田藩における「雑木」に関する一考察

土谷 紘子

はじめに

一、「青木」・「御留木」・「雑木」の定義

二、山林利用と「労り」

三、鉱山と周辺地域における雑木の利用と植林

結論

はじめに

鉱山業・林業とともに秋田藩の重要な産業である。従来、秋田藩の林政に関する研究が蓄積されている¹⁾。林政の史料上に頻出する「青木」・「御留木」・「雑木」の明確な定義に関しては、これまでなされていなかったように思われる。

『秋田県史 第二巻 近世編 上』では、「禁伐の対象となったのは主に青木と呼ばれる杉・桧・松の外、所によつては漆・栗・桐などもあった。これらは御留木というが漸次追加され、享保七年（一七二二）には松・杉・桧、赤桧・栗・朴^{ほお}・槻^{つき}・桂^{けい}・桐^{どう}・榎^{えん}の十種となった。さらに寛政十二年（一八〇〇）には青木（杉・桧）の外に櫻^{けい}・桂^{けい}・桐^{どう}・

栗・松・朴を加えて八木とし、桑・柑子^{かんご}・漆・茶を四木と称することになった²⁾とある。これによると「青木」は杉・桧・松、「御留木」は青木に十二種の木を加えたものと定義されているようである。「雑木」は「薪炭林」とされ、農民が日用の焚用や販売用にとされ³⁾ているが、具体的にどのような木種を指すのかに関しては言及されていない。

本稿ではまず「青木」・「御留木」・「雑木」の定義を、関連する史料の分析により明確にする。次に近世の林政史料に見られる、木や山を「労」という文言の検討を通して、当時の山林利用に関して考察を加える。

雑木の利用と植林に関して、鉱山・林業・周辺村落による山林利用の事例を通して検討し、近世秋田藩における山林利用の一端を考えてみたい。本稿で取り上げる鉱山の位置は、末尾に掲げた参考地図を参照されたい。

一、「青木」・「御留木」・「雑木」の定義

まず、「青木」・「御留木」・「雑木」の明確な定義づけを行う。明治七年（一八七四）六月十九日「明治七年¹⁸⁷⁴第三課地理掛事務簿 雑之部⁴⁾」

は、秋田県における官山・運上山・私林の定義を、政府の地理寮官員に説明した文書である。この史料には、

当県官山之儀は、旧藩主佐竹家遷邦之際、万規草創之始ニシテ公私之區別モ無、総山ヲ折半シテ更番伐採、公私之需用ニ支給シ、其後公私區別分界之事実・年号判然不致候得共、文化之度ニ至始而官私ヲ支給、或ハ薪炭売買渡世ヲ許シ、以田免之不足ヲ補フ。是旧藩書類格式書之所謂六徳ヲ以伝面ヲ定むるもの也。

と、近世の山林制度が説明されており、明治期の史料ではあるが、近世の山林制度を踏まえた記述がなされていると考えてよいといえる。以下に引用する運上山に関する記事の中に、雑木の定義がうかがわれる記述がある。

(前略)

運上山大要

運上山之儀、官山之内青木・留木除之外の雑木ニ限り、年税収入、薪炭売買渡世差許、以テ田免之不足を補。故ニ青木・留木無之ケ処ハ一村人別配賦、私有セルモアリ。一村公有之分ハ青木・留木等も多分有之、地処も広く木立もよし。一人別配賦之分ハ、年々伐尽し小柴立のミなり。内自費松・杉・檜木等植立候分も有之候哉。

(後略)

(傍線筆者、以下同)

傍線部より、「雑木」とは「青木・留木」以外の木をさすことが読み取れる。

「留木」は御留木ともいい、原則として藩によって伐採が禁じられて

いた木をさす。秋田藩では、享保七年(一七二二)には松・杉・檜・栗・赤檜・朴・槻・桂・桐・榎トナリの十種、寛政十二年(一八〇〇)には杉・檜・赤檜・黒檜・櫻・桂・槻・桐・栗・松・朴(以上、八木)、桑・柑子・漆・茶(同じく四木)が御留木とされた。

「青木」と称された木種に関しては、明治十三年(一八八〇)八月「租税課地理掛事務簿 官林区調査之部二番」から読み取れる。

明治十三年八月二十三日、県令決濟

第一條、運上山ハ公山ナル事旧藩引送図面ニ明記アリ、

(中略)

第五條、運上山ノ性質タル、概略前逐條ニ掲タル如ク、(割註、雑木・下草等ハ、符人分ケ自由進退ノ權ヲ与ヘタルヨリ、藩政中一般私有ノ処分ト同一ニ取扱タル山帳ニ、符人記載スルモアリ。)元來地盤ハ民有ニ非ラサルモ、ソノ森林上概シテ之ヲ論視スルトキハ、多分雑木ノミニシテ一般ノ官林トハ殆ンド林相ヲ異ニス。偶各山ノ内、青木(割註、檜・杉・松ノ類)ヲ生スルアルモ、一山ノ内十カ一二居ルノミ。故ヲ以畢竟官ニ薄ク、民ニ厚シ。而カモソノ村落ニ依リ、運上山ノ外、尺寸ノ民山ナク、薪ニ炭ニ株ニ、偏ニ該山ニ掘リテ耕作(稜)、糊口(割註、耕作ニ疎キモノハ薪・炭等ヲ販売ス)ノ兩業ヲ営ムアリ。故ニ今コノ地盤ノ性質ヲ以民間ノ情状ヲ問ハス、成跡ノ如何ヲ酌量セズ、直チニ之ヲ引上ケ官ノ有ナリトセバ、他二要素ノ地ナキヲ以、耕作ノ差支アルハ勿論、一村或ハ活路ヲ失スルノ困難ニ陥ルモ保スカタシ。依テ各郡中運上山村々ノ内、戸數ノ多寡及耕地ノ広狭、該山ノ林相等篤ト參量考査シテ、(割註、

符人運上山ト唱ヒ、村方山帳ニ符人分ケ記載之アルモノ、及売買ノ証等アルモノハ勿論、尚情状止ム能ハザルモノハ、山帳記載ノ有無ニ拘ハラズ、山林局ト秋田県トノ見込同一ナルモノハ、立界ノ上主務省へ具申、特別御処分(割註、即低価払下或は無代授与)ノ義、取運モノトス。

傍線部には「青木」は檜・杉・松を指すとある。「青木」とは先にあげた十二種の留木のうち、檜・杉・松に限定した呼称といつてよいであらう。

以上のことから、秋田藩の林政史料にみられる「雑木」は、「青木(杉・檜・松)」と「留木(秋田藩が伐採を禁じた木)」を除く木の総称と結論付けてよいといえる。

二、山林利用と「労り」

「労り」という文言を通して、秋田藩における山林利用の一端を検討する。まず文政三年(一八二〇)十月「銅山御用片板・諸材木出方番山繰難候ニ付、夏方立会見分以来之杣繰方申上候事」を掲げよう。

此度私共銅山掛山并小阿仁御直山立会見分致、追々片板・諸材木共御指支無之、御安堵に相成候様に番山繰可致被仰含候ニ付、見分形左に申上候、

一、銅山方御入用片板可成丈萱葺・挽板、或ハ壁等に被成置候而も四ヶ山并麓被相渡候分精々減少致候而も老ヶ年に大凡式万間位も無之候ハ、行足申間敷取調候儀者委曲先頃書載を以申上候通ニ御座

候、然者此度銅山掛山青木立大略見見致候処、大又・小又・小猿部等之沢沢者多分雜木勝にて青木立疎に相見得候得とも木姓は至而よろしく見分致候、堀内屋敷・不動羅辺之沢には青木立随分宜敷御座候得とも木姓悪敷相見得候、又木山方御山処小阿仁惣山見分致候所銅山掛山に競候得者、十増倍青木立宜敷相見得候得共、多分若木立にて番山繰も至極相難く候に付、当春中右形申上、銅山方へ被仰含、真木詰同役林役より御掛山一方にて十ヶ年中式万間宛年々被指出候ハ、十年後者雜木に被覆、青木尽果可申候、尤御掛山之儀者雜木第一に御労り被成候御山所に御座候得とも、天然之良産一時に尽果候ハ、鋪内諸普請、又ハ火急之節者御差支ニ可相成儀者顯然之事と奉存候、老万間宛永久可指出考形之所も是又其向吟味之上山繰致申上候事には可有之候へとも、御存知被成置候通り青木は至て難取立御座候ゆへ、内半之考にて被差出候ハ、御安堵之事にも可相成哉、仍而御掛山より三拾年之番山繰にて八千間宛小阿仁山よりは亦三拾年之番山繰にて老万式千間宛双方之御山処より都合式万間宛被指出候ハ、可成之番山繰相成可申奉存候、

一、木山方御山処阿仁番山繰、銅山掛山番山繰、右両山略凶并青木立疎密之大略御掛山并山領植立杉員数大凡積り別紙認メ入御覽候、右番山繰連も全以永統御安堵之事共難申上候得とも大略之考を以申上候間、何分御賢慮御指揮被成下度、猶委曲之儀者演説にて御窺可仕候、以上、

文政三年

辰十月

銅山片付 白土儀右衛門
木山片付 片岡敬助

掛山支配を担当する銅山方吟味役の役人、および木山方の役人が、銅山掛山と木山方が管理する山林である小阿仁山を調査した結果と今後の片板・諸材木伐採の方針が記される。

掛山とは鉾山用材を伐採するために秋田藩が定めた山林である。鉾山では留木（坑道内の補強用材）や製錬の際の燃料に多量の木材を用いた。特に燃料用の炭薪となる「雑木」は重要とされていた。掛山では、場所を変えながら伐採・植林を行う番山（輪伐）制が採られ、伐採は藩の許可を得て行われた。引用部にみえる山林は阿仁銅山（秋田県北秋田市。参考地図）の掛山であると同時に、材木や小羽といった移出用の木材を伐り出す山林でもあった。

銅山掛山は「尤御掛山之儀者雑木第一に御勞り被成候御山所に御座候」と、燃料となる雑木を優先して「勞」る傾向がある。そのため、掛山の内で片板を伐り出すと将来は青木が減少し、鉾山内の諸施設の建設や火災など緊急に材木が必要な際に支障があるという（傍線部）。

引用部にみられる「勞り」という文言は文化八年（一八〇八）「銅山御用焼木留、以来雑木用候儀申来候事」でも用いられている。

銅山御用焼木留、以来雑木用候儀申来候事

阿仁銅山御用諸材木年々注文引請、能代支配山より差出来候内、指木・丸太之分銅山木山片付吟味役渡部市三郎吟味致候所、是まで是非生木に無之候得者不相成趣下々より申上、夫々注文来候得とも、

吟味之上以來櫓の木打割用ひ、杉御勞り之趣、当春金易右衛門殿申上御聞届、尚九月中瀬谷小太郎殿も申上、以來櫓の木打割用ひ候事に相極り候趣、渡部市三郎より未ノ九月廿一日付銅山より指出

候町送相達、猶以來間違候而注文遺候而も引請不申様申来候、右本書町送来書控¹⁵留置候、

但此節能代木山役所詰合加藤清右衛門

于時文化八末年

阿仁銅山の用材のうち、指木・丸太の分は従来杉の生木を用いていた。しかし「吟味之上以來櫓の木打割用ひ杉御勞り之趣」と、杉に代わって「雑木」の一種である櫓の木を用いることが決まった（傍線部）。この場合、杉を「勞」るとは、杉の伐採利用を控えて育成を促進するという意味と解釈できる。

文政三年（一八二〇）十一月十九日「平ラ鉛山支配人石田久四郎同山御用青木申立之事」には、

乍恐書付を以御内意奉申上候

一、当山川目通之内、越鳥沢・同黒石又沢之内、ごだぐれ沢并糟毛沢水干より越鳥¹⁶之伐越、右三ヶ処にて小羽三拾万枚、藤琴村小八郎御請申度段、内々其向¹⁷願出候付、御林役近藤平蔵殿より被仰付候趣にて御山守喜太郎先月始方山所見分に参り、三ヶ沢に三拾万枚ハ有之段申上候由昨日承知仕候、しかれハこたくれ沢・越鳥沢者当山諸材木山二而、近山之事故是迄勞り差置候場所に御座候、左様無之場所逆も当山向寄之分者兼て奉申上候通、他弘御指留不被成置候而者往々御差支二相成申候、最早片板山等も無之ニ付、明年者姫松之宛料抔も注文仕、床屋焼釜等者挽板葺にも仕度心組罷有申候、猶亦留木年々三、四千本宛入方ニ御座候、右之分多分小杉本伐仕候に付木山御勞り之ため相成丈ヶ割木留にて并用仕度、明年分申付置候、

新に勞り候ても往々御差支ニ可相成奉存候所^正御運上他弘被成置候
事に候而者、誠に御大事至極之御儀に奉存候、依而未夕治定御明山
之御沙汰相濟候事には不承候得とも、御内々奉申上候、且亦白石又
沢も今年より六ヶ年目小羽五拾万枚之御番山能代方にて御山繰之由、
左様にて者当山にて勞り置候甲斐も無之御差支相生申候、何卒平ラ
山水落之分者、御備山ニ被成置、他弘之御沙汰無之様に乍恐兼而御
評議被成置候様に仕度奉存候、

(中略)

右之趣宜御沙汰被成置度候様仕度御内意奉申上候、以上、

文政三年

辰十一月十九日

平鉛山支配人 石田久四郎

平鉛山(秋田県山本郡藤里町。参考地図)支配人の石田久四郎から、
同鉛山の掛山内で藤琴村小八郎が請け負った小羽三拾万枚を伐採しない
ようお願いした史料である。傍線部には、こたくれ沢・越鳥沢は平鉛山の
諸材木を伐採する山林で、近山でもあるためにこれまで「勞り差置候場
所」であったとある。

以上の史料から山林を「勞」るとは、特定の山林ないしは木種の伐採
利用を控え、育成を促進することを意味するといえよう。引用した史料
には植林を行ったことは記されておらず、「勞」とは、利用を控える
ことで自然な山林の回復を促す方法であったと考えられる。

鉾山掛山では雑木を優先して「勞」る傾向があった。阿仁銅山の掛山
であり、同時に移出用の材木を伐り出していた山林では、銅山が雑木を
優先的に「勞」り、同時に移出用材木を伐採した。そのため将来的に同

山は雑木に覆われ、青木が極端に減少すると懸念されていた。

三、鉾山と周辺地域における雑木の利用と植林

鉾山では多量の木材、特に燃料に適した雑木を必要とした。他方で鉾
山周辺の農村でも雑木を焚用や売炭薪、建材として用いていた。鉾山と
周辺の農村では、山林の利用をめぐってしばしば対立が起っている。そ
の一例として大葛金山(秋田県大館市比内町。参考地図)と周辺村落と
の間における山林をめぐる対立に関する史料は、「荒谷家文書」にいく
つか残されている。以下、その事例を紹介していきたい。

文化九年(一八一二)に大葛村から、大葛金山掛山であると同時に藩
で杉・檜などを伐採する御留山でもある長部沢を明け渡して欲しいと願
い出があった。理由は「炭薪伐山伐尽」として、同沢で五年間炭焼を行
うためという。

この問題に関連して、次に引用する文化十年に大葛金山支配人の荒谷
忠兵衛が秋田藩の鉾山役人である惣山奉行下代の安東幸治・杉原長治に
提出した上書には、大葛村による伐採の状況がうかがわれる。

一、大葛村之儀、御高百五拾石ニ而、御存知之通御境郷ニ付、御境
抛人五人、御山守之御扶持方其外先年より御助成廿石、近年御助成
五石、都合廿五石、馬役錢之外諸役御免ニ而御年貢無之ほと之村居
ニ御座候而、他郷よりハ貧窮と申ニも無御座候得とも、山林数多之
村居ニ而、前々木炭余勢ニ仕候、有ニ任せ番山と申も無御座、謾ニ
無勞伐尽、平ラ山ハ勿論、御留山之分も近処木不足ニ相成候、たま

た^レま立林等盛木仕候へ共、他村へ売払為^レ伐候体ニ候得者、何程山林被^レ仰付候而も暫時伐^レ尽、是ニ而能と申事有御座ましく奉存候、万一此度願之通被^レ明置候而も、両三年ニ伐荒し、当村ニ相変事有之間敷奉存候、当山御添山四ヶ沢之儀者御銅山方御威光を以、私共見守罷有候故、漸く承れ申程ニ盛木仕候、扱亦村方より申上候通、一円木炭山無之と申ニ無之、去秋中も扇田村^註いつもより木炭多ク相下ヶ候而、例年より直段引下ヶ候様相聞得申候、仍之山処少代^ヲ以先年よりハ手遠ニ相成と申分ニ御座候得共、事なきに御救米等之願も不被^レ申上候故、近キ御留山を願不被^レ仰付候ハ、夫へ付込^ミ御助成等之御苦柄ニ申上手段之由、長名とも慥ニ申事ニ御座候、然者不屈可申様無御座、此段御賢察を以宜被^レ仰上被^レ下度奉存候^註。

(後略)

大葛村では炭焼を主な収入源とし、周囲に山林が豊富にあるため「勞^レることもなく無計画な伐採をしており、平山（農民が伐採を行う山林）のみならず、御留山（「御直山」とも表記され、藩による独占の目的で制定された、杉などの有用樹の伐採を禁じた山林）でも木が不足する。そのため伐採用の山林を指定してもすぐに「伐^レ尽」となる（傍線部）。

文政七年（一八二四）の記録によると、大葛村では金山以外への売炭による貨幣収入が全体の二七・六パーセント、薪が一七・六パーセントを占めるとい^註う。同村では金山で用いる炭も生産していた。しかし前掲史料に「他村へ売払為^レ伐候体ニ候得者」とあるように多くは金山外へ売っていた。

天保十二年（一八四一）十月、大葛金山の掛山である穴の沢・延子沢^{つとこざき}

の利用をめぐる、別所村（秋田県大館市十二所別所）と対立が発生した。

(前略) 右沢（筆者註、延子沢）之義ハ穴の沢支沢ニ御座候而先年金卯平治様木山をも兼勤之砌、穴の沢十ヶ年中入会被^レ仰付候得共、暫時之伐^レ尽、延子沢雑木并杉木も盗伐いたし、右場処今以木苗も育兼、空山同前ニ御座候、然ハ昔大盛之砌穴の沢より水引取り金製仕候ニ付、今以堰代頭然と有之申候、当時ハ天秤屋沢より水引越弁用罷在候得共、夏中ハ水不足仕金製相止メ諸働之者共難渋仕、且四、五年中ニ市鳥沢御普請成就之上大盛ニ相成候而も水不足ニ候者金製不相成、当春より古堰普請仕罷在申候、(後略)

金山では「先年」すなわち寛政九年（一七九七）に秋田郡の郡奉行であった金卯平治が山林を管轄するようになった後、別所村に十年間、穴の沢の利用を認めた結果、すぐに「伐^レ尽」になった。

金山ではかつて穴の沢から水を引き取って選鉱・製錬を行っていた。入会以後は天秤屋沢から水を引いてまかなっているが、夏には水不足になり、金の製錬に支障が出る。そのため水抜・通風・探鉱をかねて行った「市鳥沢普請」が完成し、金山が「大盛」となっても、水が不足して金の選鉱・製錬作業に差し支えたとある。周辺村落による過剰伐採のため、製錬用の木材の不足や水源涵養林の伐採による水不足が起こっていたことがうかがわれる。

次に、雑木植林に関して検討したい。雑木植林のひとつの目的として、近世後期の盛岡藩において成立した林業の技術書である『山林雜記』には、

一、小森坪、或ハ地久保なる播鉢なりの野原同様之場所ハ、成木致

兼候もの也。右場所ハ、小松・雑木類早俄取立、早成木^二相成候木を先^二風除^二植立、成木之体相見得候処^三諸木へ入交、杉植立候得者、能育もの也。

とあり、雑木は比較的育ちやすいとされ、杉造林の補助的な位置づけにあったことがうかがわれる。

秋田藩では杉や檜の植立が奨励されたが、雑木の植林も行われていたことが確かめられる。以下に二つの事例をあげておきたい。

安永四年（一七七五）正月二十六日には、十二所（秋田県大館市十二所）給人らから、「私共在所近来諸山伐尽ニ罷成候付、度々御留山之内薪山等願申上、段々被明下候而日用焚用相弁罷有候得共、追年伐尽ニ罷成候而者、往々火災等之變ニも至候節、小屋道具并焚用之助ニも仕度、雑木林取立申度相談仕候」と、雑木の植立を願ひ出ている。

文化五年（一八〇八）六月「大葛金山領内杉植立願許可書付控」では、

大葛金山支配人 荒谷忠兵衛

自分取担大葛金山鋪内用木、懸山往々伐尽ニ可相成、左候而者時々御苦柄筋申上候儀恐入候二付、山領之内年々空所^五杉・雑木植立、盛木之上者鋪内普請二用ひ、其余木私用ニも致度趣願二付、御吟味之上上山植立御取扱之通ニ無之、自分^五被仰置候、然ル上者植立候義往々培養を加ひ致出精無怠取立、以来御苦柄申上間敷候、尚申渡迄ニも無之候へ共、山領之外植立之義者致間敷候、尤困外之樹木伐取儀者、堅御禁止被成置候間、此旨急度可相守候、

六月 銅山方御印

傍線部より、大葛金山の懸山（掛山）が「伐尽」となっているため、

金山領内の空地に杉・雑木を植え、成木の上、金山の鋪内普請（坑道内の補強用材）に用い、余りを私用としたい旨を願ひ出て許可された。三年後の文化八年にも荒谷氏は「大葛金山懸山之内、崎よし沢口よりとろ繫沢口迄、空地野山へ杉・檜・雑木共、其地相応之木苗植立申度」として杉・雑木の植立を願ひ出ている。

炭薪や焚用とされた雑木は、特に鉱山で製錬の際の燃料として多量に用いられていた。そのため山林利用をめぐって周辺村落としばしば対立が起っていた。

結 論

近世の林政史料を中心に分析し、「青木」・「御留木」・「雑木」の名称の定義と近世における山林利用の一端としての「労り」、雑木の利用と植林について明らかにすることができた。秋田藩において「雑木」とは、「青木（杉・檜・松の類）」と「御留木（青木に加え、藩が伐採を禁じた木）」を除いた木の総称であるといえる。

「労り」とは、山林や樹木の伐採利用を控え、自然な山林育成を促進することを指し、利用を前提とした山林保護策ということができた。秋田藩では杉・檜だけではなく雑木の植林も必要に応じてなされていた。従来の秋田県林政史では、「青木」や「御留木」の利用、植林や保護に着目されてきた。「雑木」は焚用や建材に加え、鉱山で燃料用として多量に用いられ、農村地域では売却用の炭薪として用いられた。「雑木」は近世の生活や産業に密接に関わった木種といえよう。よってその

利用や植林を分析することで、地域の生活や産業と山林の関わりを考察することが可能になるといえる。

その一例として、本稿でも引用した『山林雑記』には、さいかちやくるみなど「雑木」に含まれる木の用途にも言及し、水害防止や実を食用として用いていたことが記される。秋田藩においても炭・薪以外の雑木の用途を今後検討する余地があるのではないか。

註

- (1) 古代から近代までの林政は、秋田県『秋田藩林業史 上巻』（秋田県一九七三年）、『秋田藩林業史 下巻』（同上 一九七五年）で編年的に総合的に研究されている。阿仁銅山掛山に關しても『秋田藩林業史上巻』で言及される。能代木材産業史編集委員会『能代木材産業史』（能代木材産業連合会 一九七一年）では、秋田藩の主要な港の一つで山林支配の拠点であった能代町の問題にも言及する。藩政期に限ると秋田県『秋田県史 第二巻 近世編 上』（秋田県 一九六四年）、『秋田県史 第三巻 近世編 下』（同上 一九六五年）、近代以降は古内龍夫『古内龍夫著作集第三巻 明治期能代木材産業史』（秋田文化出版 一九九四年）に詳しい。近年脇野博氏は近代の秋田県、青森県地域を含む林業および林業技術に関する研究をされている（脇野博『日本林業技術史の研究』清文堂出版 二〇〇六年）。
- (2) 前掲『秋田県史 第二巻 近世編 上』四七九頁。
- (3) 前掲『秋田県史 第二巻 近世編 上』三四九―五一頁。
- (4) 秋田県『秋田県史 資料 明治編上』（秋田県 一九八〇年 七二〇頁）。
- (5) 御留木は留木とも称したが、鉾山で坑内の補強に用いる「留木」と混同するおそれがあるため、本稿では、伐採が禁じられた木を「御留木」で統一する。
- (6) 『万御用日記』寛政十二年（一八〇〇）三月十日（秋田県『秋田県史 資料 近世下』秋田県 一九六三年 一九九頁）。
- (7) 前掲『秋田県史 資料 明治編上』九一五―一六頁。
- (8) 『能代木山方以来覚』五（秋田県公文書館蔵）。
- (9) 『能代木山方以来覚』五。
- (10) 『能代木山方以来覚』五。
- (11) 惣山奉行下代は秋田藩の鉾山役人で、各鉾山支配人と藩の取次役を果たしていたという（森朋久「秋田藩鉾山役人についての一考察―惣山奉行下代を中心にして―」『地方史研究』四三巻三号 一九九三年）。
- (12) 文化十年二月六日「荒谷忠兵衛上書」（『荒谷家文書』一九三三号 国文学研究資料館蔵）。
- (13) 荻慎一郎『近世鉾山社会史の研究』（思文閣出版 一九九六年 第二章 一二四頁）。
- (14) 天保十二年十月「荒谷忠兵衛上書」（『荒谷家文書』二八六号）。
- (15) 加藤衛祐・八重樫良暉校注『日本農書全集五六 林業1』（日本農山漁村文化協会 一九九五年 一六七頁）。『山林雑記』は盛岡藩の諸木植立吟味役・山林奉行などを務めた栗谷川仁左衛門の著書で、複数の史料からなり、そのうち最も早いものは天保十三年（一八四二）、遅いものは安政五年（一八五八）となっている（前掲『日本農書全集五六 林業1』解題 二二五頁）。
- (16) 安永四年正月二十六日「十二所分給人取立山」（農林省編『日本林制史資料 秋田藩』臨川書店 一九七一年 二四一―四二頁）。
- (17) 『荒谷家文書』五三三二号。
- (18) 文化八年四月「植立地処方限覚」（『荒谷家文書』五二七号）。

（つちや・ひろこ） 弘前大学國史研究会（会員）

参考地図 秋田県内の主要な鉱山

(角川日本地名大辞典編集委員会『角川日本地名大辞典 五 秋田県』角川書店 一九八〇年・地方史研究協議会『地方史事典』弘文堂 一九九七年をもとに作成)

